

イングランド宗教改革とウェールズ辺境評議会

山本 信太郎

はじめに

現在のグレートブリテンおよび北アイルランド連合王国を構成する4つの国の一つであるウェールズは、13世紀末のエドワード1世の征服以来、事実上イングランド王の統治下にあったとも考えられるが、正式には1536年と43年のいわゆるウェールズ合同法によってイングランド王国の版図となった⁽¹⁾。他方、イングランドにおいて1520年代半ばから始まったヘンリ8世の離婚問題に端を発して、一連の議会立法によって王国全体がローマ・カトリック世界から離脱し、イングランド国教会が成立したのがちょうどウェールズがイングランドと合同したのと同じ1530年代である。いわゆるイングランド宗教改革である。

成立したイングランド国教会は、新たに王国の一部となったウェールズにもプロテスタントのありようを導入することを政策として遂行した。従来の研究では、そのようなウェールズのプロテスタント化は、少なくとも現在に至るまでカトリックが大勢を占めたアイルランドと比較すると相当程度順調に進んだとされる。しかし、そのような単純な比較が妥当なのか、そもそもウェールズの順調なプロテスタント化とは何だったのか、近年はその実態の解明が求められている⁽²⁾。

本稿は、イングランド宗教改革のウェールズでの貫徹の推進力を考えるために、イングランド王権のウェールズ統治の出先機関とも言えるウェールズ辺境評議会（The Council in the Marches of Wales）⁽³⁾を取り上げ、イングランド宗教改革のウェールズでの展開において、ウェールズ辺境評議会がどのような役割を果たしたのか、あるいは果たさなかったのかを考察することを目的とする。そのために、ウェールズ辺境評議会がその管轄領域に対して行った、宗教改革の貫徹にかかわると思われる活動を抽出し、それらを分析する。テューダー行政革命との関わりから強力な地方統治機構のイメージを持つウェールズ辺境評議会が⁽⁴⁾、アイルランドと比較して順調なプロテスタント化の道をたどったとされるウェールズにおいて、そのようなプロテスタント化の推進要因としていかなる役割を果たしたのかを考えるのが本稿の主題である。

1. テューダー・レルム（Tudor Realm）の再編と宗教改革

次に、1530年代のイングランド王国の動向とウェールズの間接的関係を、広くブリテン諸島におけるテューダー家の統治領域（テューダー・レルム）の変容の中に位置づけておきたい。1485年にバラ戦争最後の決戦ボズワースの戦いに勝利してイングランド王に即位したリッチモンド伯ヘンリ・テューダー、すなわちテューダー朝の始祖ヘンリ7世のテューダー家は、そもそも、ウェールズの北端アングルシ島の寒村ペンマニズ（Penmynydd）を故地とし、15世紀初頭のウェールズにおけるオーウェン・グリ

ドウル (Owain Glyn Dŵr [Glyndŵr], c. 1359–c. 1416) の反乱鎮圧後に急速に勢力を伸ばしたウェールズ出身の家系である⁽⁵⁾。ウェールズから出たテューダー家の第2代国王ヘンリ8世の時代にイングランド王国は宗教改革を経験し、その統治領域であるイングランド、アイルランド、ウェールズの関係は宗教改革に引きずられるようにして大きく変容した。

まず、アイルランドは12世紀以来イングランド国王がアイルランド領主 (Lord of Ireland) としてアイルランドの統治権を有することを宣言していたが、実態としてはアイルランド領主の代理としてアイルランド総督をつとめる地元大貴族を通しての統治であった。その総督職を代々つとめたキルデア伯爵家 (Earls of Kildare) が、イングランド国教会の成立を画す国王至上法成立と同じ年である1534年に反乱を起こして鎮圧されて断絶すると、イングランド王権は否応なくアイルランドの直接統治に向かうことになる。また、それまでのアイルランド領主の称号は宗教改革によってその権威を否定したローマ教皇によって与えられたという事情もあって、1541年のアイルランド王国昇格法によってアイルランドは新たにアイルランド王国であること、イングランド王がアイルランド王を兼ねることが宣言され、両王国は同君連合の関係に入った⁽⁶⁾。

他方、13世紀末のエドワード1世の征服により、事実上イングランド王の統治下に置かれ、ウェールズ大公がイングランド王の皇太子の称号となっていたウェールズの、1530・40年代の状況もアイルランドのそれと酷似している。ウェールズ最大の有力者となっていたテューダー家がイングランド王となったため、かわってウェールズで大きな力をふるったリース家 (Rhys family) は、ウェールズ辺境評議会との争いが絶えず、ローマ・カトリック世界との断絶という国内外の緊張状態の中で、当代のリース・アブ・グリフィズ (Rhys ap Gruffudd, c. 1508–1531) が反乱の疑いをかけられて処刑される⁽⁷⁾。その後ウェールズ辺境評議会の議長に就任した、トマス・クロムウェル (Thomas Cromwell, b. in or before 1485, d. 1540) の側近であるコヴェントリ・アンド・リッチフィールド主教ロウランド・リー (Rowland Lee, d. 1543) は、ウェールズの統治改革に辣腕をふるった。おりしもクロムウェルのもとでいわゆるテューダー行政革命が進行し、ウェールズ統治に関しては、主にウェールズ辺境領主の権力の削減を中心に多くの議会制定法が成立した。その延長線上に1536年と1543年の二度のウェールズ合同法があり、ウェールズは正式にイングランド王国の一部となったのである。

このように宗教改革とほぼ同時に展開したテューダー・レムスの再編であるが、アイルランドとウェールズへの宗教改革の影響は極めて異なっていたことが強調されてきた。すなわち、アイルランドにおいては、名目的にはそれまでのカトリック教会はイングランドと同じくプロテスタントのアイルランド国教会となり、アイルランド国王、すなわちイングランド国王を首長としたが、住民の多くはアイルランド国教会を受け入れることはなく、その後イエズス会の宣教活動などもあって、現在でも多くのアイルランドの住民がカトリックであることは良く知られている通りである。他方、ウェールズは順調にプロテスタント化し、必ずしもイングランド国教会を受容したとは言えない面も多いが、18世紀にはむしろメソディストなどのプロテスタント非国教会の拠点となった。また、ウェールズがプロテスタントを良く受容したことは、プロテスタントのありようがウェールズ独自の文化の維持と結びついたことでも説明されてきた。例えば、1536年の第一次合同法では、住民の9割以上が話すウェールズ語を司法と行政の場で用いることが禁止されたが⁽⁸⁾、宗教改革の文脈ではイングランド国教会はむしろウェールズ語に寄り添うことでウェールズのプロテスタント化を進めようとした。エリザベス1世治下の1563年には聖書と共通祈禱書のウェールズ語訳事業が議会制定法によって定められ⁽⁹⁾、4年後にはウェールズ語の新約聖書と祈禱書が完成した。また、1588年にはルターのドイツ語訳聖書が後のドイツ語の歴史に大きな影響を与えたように、後にランダフ主教、セント・アサフ主教を歴任する地元ウェールズ人教区聖職者ウィリアム・モーガン (William Morgan, 1544/5–1604) の手になる、より完成度の高いウェールズ語の新旧両約聖書が出版された⁽¹⁰⁾。

他方、近年では、泉や山といった自然物への伝統的な崇敬や巡礼が存続したり、それらがカトリック・コミュニティの拠点となったりするといった、ウェールズが決して一様に、そして急速にプロテスタント化したのではないという側面も強調されるようになってきている⁽¹¹⁾。近世のウェールズ宗教史、あるいはイングランド宗教改革のウェールズにおける展開を考える上では、当面、ウェールズが急速にプロテスタント化したと考えられる要素と伝統宗教が残り続けたと考えられる要素という両方の側面を検討する必要があると思われる。そのような研究史を踏まえると、その統治領域におけるプロテスタント化と、カトリックの国教忌避者（レキュザント）の取り締まりを推し進めようとしたイングランド王権の、ウェールズに対する出先機関であるウェールズ辺境評議会の宗教上の役割を考察することには意味があると考えられるであろう。

なお、ここでウェールズ辺境評議會を対象とした先行研究についても一言述べておきたい。1530年代のテューダー行政革命が政府の部局化と中央集権化を特徴としたため、テューダー・レルムの周辺領域に対する王権の強化を狙ったウェールズ辺境評議會の存在は、北部評議會・西部評議會と並んで良く知られているが⁽¹²⁾、ウェールズ辺境評議會を総体として正面から扱った研究は少ない。単行書としては、1904年のスキールのもの⁽¹³⁾、エリザベス1世治世期を扱った国制史家P. ウィリアムズの1958年のものがあるだけで⁽¹⁴⁾、16・17世紀のイングランド、スコットランド、ウェールズ、アイルランドの関係を総合的に描き出そうとするブリテン史の試みとしてエボックメイキングな1996年の論集に寄稿されたロバーツの論文がウェールズ辺境評議會を扱った最新のもののだが、組織としての辺境評議會の活動よりは、イングランド・ウェールズの合同の理念に焦点があてられている⁽¹⁵⁾。また、ウェールズ辺境評議會と宗教改革との関係については、ウィリアムズの著作に「宗教的司法権 (ecclesiastical jurisdiction)」と題された第4章が設けられており、本稿も参考にしているが、辺境評議會の宗教的活動を総合的に検討しているわけではない。なお、邦語ではほぼ全てのイギリス史の概説書でウェールズ辺境評議會への言及はあるが、管見の限り、辺境評議會そのものを対象とした個別のモノグラフは存在していない。

2. ウェールズ合同とウェールズ辺境評議會

本節では、ウェールズ合同の過程とウェールズ合同法の内容について簡単に触れたあと、ウェールズ辺境評議會の歴史を確認しておきたい。本稿の行論上、ウェールズ辺境評議會の成り立ちを論じる必要は必ずしもあるとは言えないが、邦語では辺境評議會を扱った論考が皆無である上、辺境評議會が1530年代のテューダー行政革命との関わりで確立したことは事実だが、その時に初めて成立したとの誤解などもあるため⁽¹⁶⁾、ここでウェールズ辺境評議會の成立から終焉までを見ておくことには意味があると考えられる。

先にも述べたようにウェールズがイングランド王国に正式に統合されたのは、1536年と43年のウェールズ合同法によると一般にみなされるが、それ以前の1534年にウェールズ辺境評議會の新議長としてロウランド・リーが着任すると、主にウェールズ辺境領 (Marches of Wales) の特権廃止を中心に矢継ぎ早に議会制定法が整えられていった。ただし、その辣腕ぶりと比例するかのよう、聖職者とは思えないほど粗暴で、ウェールズ人を徹底的に野蛮人扱いし、それ故にウェールズに法秩序を導入しようとする改革を進めたリーは、例えばウェールズにイングランドと同じ治安判事制度を導入しようとする法案には、まさにウェールズ人が野蛮な犯罪者であることを理由に反対し、上司であるクロムウェルとも対立した。後にチェスタ選出の庶民院議員となり、ウェールズ辺境評議會の副議長もつとめたウィリアム・ジェラード (Sir William Gerard, d. 1581) は、リーを「性格はふてぶてしく、頭脳明晰で、話しぶりは荒々しく、あらゆるウェールズ人から好かれておらず、犯罪者を徹底的に処罰した」と評価した

が、この評価はリーについて言及したほとんどの研究文献で取り上げられている⁽¹⁷⁾。

しかし、最終的にはテューダー・レームを法のもとで統合することを目指したクロムウェルの一貫した政策のもと、1536年に第一次ウェールズ合同法が成立する。一般にはこの第一次合同法が有名で、1536年をもってイングランドのウェールズ併合が達成されたとみなされるが、後述するように、本稿が考察対象とするウェールズ辺境評議会にとっては、1543の第二次合同法の方が重要であった。

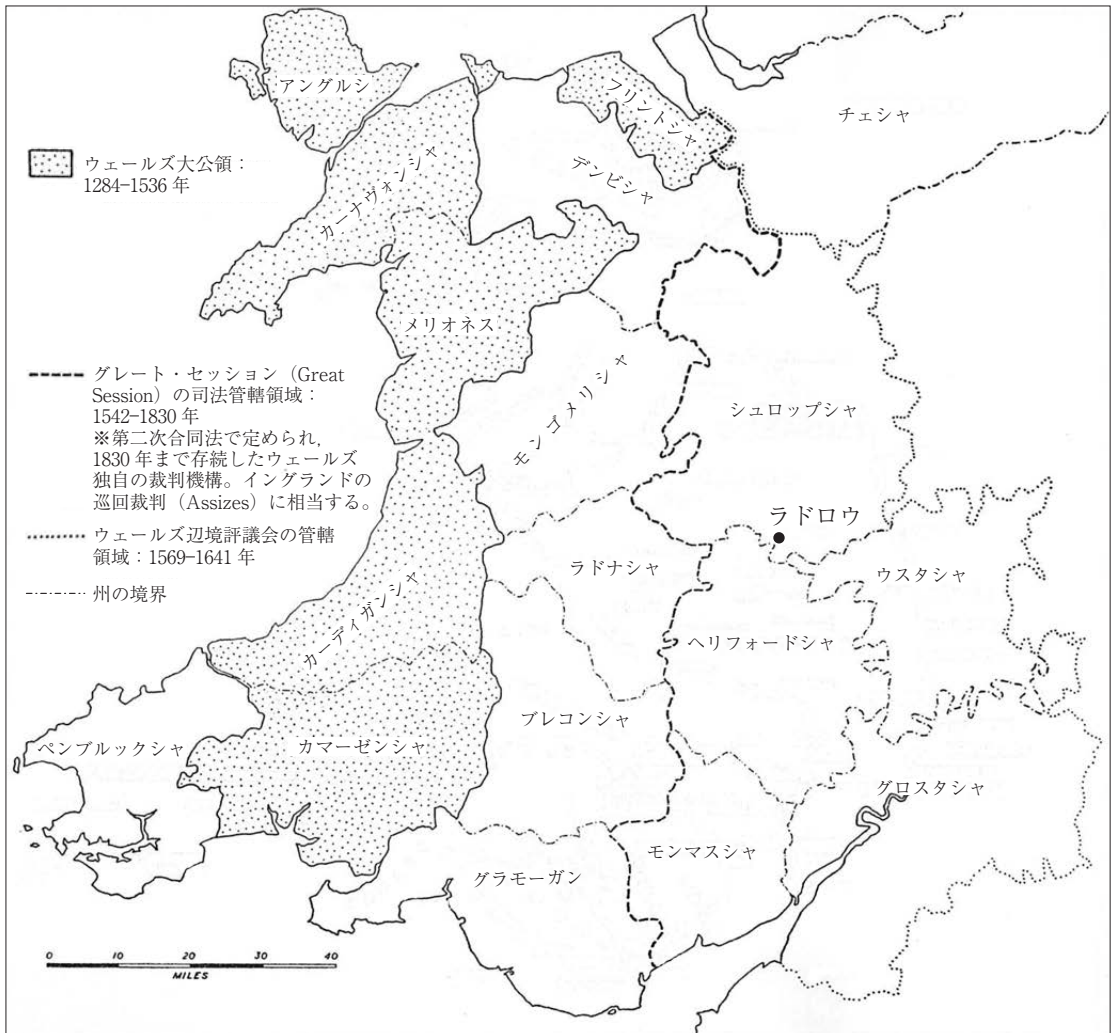
第一次合同法では、すでにイングランドと同じ州制度が導入されていたウェールズ大公領（Principality of Wales）と同様に、ウェールズ辺境領にも州制度が導入され、さらにそれらのウェールズ各州からウェストミンスターの議会で議員が選出されることが定められた。ウェールズ合同法をイングランドとウェールズの関係史の上でどの程度画期として重視するか否かについては今なお議論の分かれるところであるが、少なくともウェールズからウェストミンスターの議会で代表を送るようになったことの意義はやはり大きかったと言えるであろう。ただし、イングランドの州選挙区・都市選挙区から通常それぞれ2名の議員を選出したのに対し、ウェールズの選挙区には1議席しか割り当てられなかったことは強調しておくべきである⁽¹⁸⁾。なお、先に述べたように、この第一次ウェールズ合同法では、司法行政の場でウェールズ語の使用を禁止するいわゆる言語条項が盛り込まれ、後年のウェールズ・ナショナリズム史観からはウェールズ文化抑圧の象徴とみなされた。しかし、近年は司法行政に関わるウェールズ人エリートはもとより英語話者でもあり、イングランド王権にウェールズ語根絶の意図は見られなかったことから、この言語条項の抑圧的側面は相対化される傾向にある⁽¹⁹⁾。

この第一次合同法の文言を詳細に検討すると、実は本稿が対象とするウェールズ辺境評議会には全く言及がないことが分かる。すでに活動していた辺境評議会は、第一次合同法によっては何ら定義されることはなく、何らかの法的地位を与えられることもなかった。辺境評議会にとって重要な画期となったのは第二次合同法である⁽²⁰⁾。そもそも第一次合同法の最大の力点はウェールズにイングランドと同じ州制度を導入することであったが、第一次合同法では州の境界にあいまいな点があるなどの不備があり、1543年に第一次合同法よりはるかに長大な第二次合同法が制定された。制定に7年の歳月を要したのは、途中、中央政界で行政革命の主導者トマス・クロムウェルが失脚して処刑されたことなどが原因であるが、第二次合同法は、1542年の選挙によってウェールズ選出議員を迎えた初めての議会で審議され、極めて詳細な規定が作成された。その中でウェールズ辺境評議会は、ウェールズと境界地域の合計18州の司法権を正式に付与され、すでにイングランド王国の一部となったウェールズとその周辺領域を管轄する国王大権裁判所（*prerogative court*）として確立し、その後も地方統治に大きな役割を果たすことになる（辺境評議会の管轄領域については地図「ウェールズ辺境評議会の管轄領域」を参照）。

それでは、ウェールズ辺境評議会はいつ形成され、どのように発展したのか⁽²¹⁾。すでに述べたように、13世紀末のエドワード1世によるウェールズ征服後、1301年に後にエドワード2世となる皇太子エドワードにはウェールズ大公の称号が与えられ、その後のイングランド皇太子にも引き継がれた。現在でもイギリス君主の後継者である皇太子がウェールズ大公の称号を帯びることは、良く知られている。

いわゆるバラ戦争の期間中である1471年にはヨーク朝最初の国王エドワード4世が後に5世となる皇太子エドワードをウェールズ大公とし、大公を支える家臣団が形成されるが、これが評議会の前身と言われており、1476年からはウェールズと国境を接するシュロップシャーのラドロウ（Ludlow）に拠点が置かれるようになった⁽²²⁾。ただし、辺境評議会の開催場所が決してラドロウに限られていたわけではないことについては後述する。1483年にエドワード5世が即位すると、ウェールズ大公は不在となり、辺境評議会はいったん消滅する。辺境評議会が再び息を吹き返すのは1493年にヘンリ7世の長男アーサーのもとにおいてである。1501年には弱冠15歳のウェールズ大公アーサーがラドロウに送り込まれている。

地図 「ウェールズ辺境評議会の管轄領域」



Penry Williams, *The Council in the Marches of Wales under Elizabeth I*, Cardiff, 1958, pp. 1-2 を元に作成。

アーサーが夭折したために即位したヘンリ 7 世の次男ヘンリ 8 世のもとでは、1525 年に後の女王メアリ 1 世となる長女メアリが「ウェールズの統治者 (Governor of Wales)」の称号を帯び、その家臣団とともにラドロウに送られている。このような措置は、ヘンリ 8 世の側近、大法官トマス・ウルジ枢機卿 (Thomas Wolsey, 1470/71-1530) の政策でもあり、ウェールズ辺境評議会の権限は強化され、メアリ自身は 1527 年にはロンドンに呼び戻されるが、この時には辺境評議会は消滅せず、常設化されることになる。先に述べたように、このように常設化され権限が強化されたウェールズ辺境評議会とウェールズ最大の領主リース・アップ・グリフィズの間にはこの後たびたび紛争が起こり、1531 年にリースは処刑されるに至った。こうして権力の空白が生じたウェールズに対し、新辺境評議会議長としてロウランド・リーが着任し、その後二度の合同法を経てウェールズがイングランド王国の一部となり、辺境評議会が法的地位を確立させたことはすでに述べた通りである (歴代の辺境評議会議長については、表①

表① ウェールズ辺境評議会議長一覧

※下線があるのは主教で、歴任した主教位を下段に列記した。なお、bishop の訳語は宗教改革以前では通常「司教」であるが、ここでは全て「主教」で統一した。

就任年	議長名
1473 年	<u>ジョン・アルコック</u> (John Alcock, 1430-1500) ロチェスタ主教 (1472 年), ウスタ主教 (1476 年), イーリ主教 (1486 年)
1501 年	<u>ウィリアム・スミス</u> (William Smyth, d. 1514) コヴェントリ・アンド・リッチフィールド主教 (1492 年), リンカン主教 (1495 年)
1512 年	<u>ジョフリ・ブリス</u> (Geoffrey Bryth, c. 1470-1530) コヴェントリ・アンド・リッチフィールド主教 (1503 年)
1525 年	<u>ジョン・ヴェイジイ</u> (John Veysey, c. 1464-1554) エクセタ主教 (1519-1551 年, 1553-1554 年)
1534 年	<u>ロウランド・リー</u> (Rowland Lee, c. 1487-1543) コヴェントリ・アンド・リッチフィールド主教 (1534 年)
1543 年	<u>リチャード・サンプソン</u> (Richard Sampson, d. 1544) コヴェントリ・アンド・リッチフィールド主教 (1543 年)
1548 年	ウォリック伯ジョン・ダドリ (John Dudley, earl of Warwick, 1504-1553) ※1551 年にノーサンバランド公 (duke of Northumberland) に昇爵。
1550 年	ペンブルック伯ウィリアム・ハーバート (William Herbert, 1st earl of Pembroke, 1506/7-1570) (初回) ※ただし、ペンブルック伯の授爵は 1551 年。
1553 年	<u>ニコラス・ヒース</u> (Nicholas Heath, 1501?-1578) ロチェスタ主教 (1540 年), ウスタ主教 (1543 年), ヨーク大主教 (1555 年)
1555 年	ペンブルック伯ウィリアム・ハーバート (2 回目)
1558 年	<u>ギルバート・ボーン</u> (Gilbert Bourne, c. 1510-1569) パース・アンド・ウェルズ主教 (1554 年)
1559 年	ウィリアムズ男爵ジョン・ウィリアムズ (John Williams, baron Williams of Thame, c. 1500-1559))
1559 年	ヘンリ・シドニ (Sir Henry Sidney, 1592-1586)
1586 年	ペンブルック伯ヘンリ・ハーバート (Henry Herbert, 2nd earl of Pembroke, b. in or after 1538, d. 1601)
1602 年	ズーシュ男爵エドワード・ラ・ズーシュ (Edward la Zouche, 11th baron Zouche, 1556-1625)
1607 年	エウ男爵ラルフ・エウ (Ralph Eure, 3rd baron Eure, 1558-1617)
1616 年	ジェラルド男爵トマス・ジェラルド (Thomas Gerald, 1st baron Gerald, c. 1564-1618)
1617 年	ノーサンプトン伯ウィリアム・コンプトン (William Compton, 1st earl of Northampton, d. 1630) ※ただし、ノーサンプトン伯の授爵は 1618 年。
1631 年	ブリッジウォータ伯ジョン・イガトン (John Egerton, 1st earl of Bridgewater, 1579-1649)
1661 年	カーベリ伯リチャード・ヴォーン (Richard Vaughan, 2nd earl of Carbery, 1600?-1686)
1672 年	ウスタ侯ヘンリ・サマセット (Henry Somerset, 3rd marquess of Worcester, 1629-1700) ※ 1682 年にボーフォート公 (1st duke of Beaufort) に昇爵。
1689 年	マクスフィールド伯チャールズ・ジェラルド (Charles Gerald, 1st earl of Macclesfield, c. 1618-1694)

Caroline Skeel, *The Council in the Marches of Wales: A study in local government during the sixteenth and seventeenth centuries*, London, 1904, p. 287 を元に作成。

「ウェールズ辺境評議会議長一覧」を参照)。なお、ロウランド・リーは奇しくも第二次合同法が成立した1543年1月末にこの世を去っている。

その後、エドワード6世が即位した1547年には辺境評議会議長はウェールズ全州の統監(lord lieutenant)を兼務するようになり、さらにその権限を強化させる。ただし、その管轄領域からは1562年にプリストルが、1569年にはチェスタ伯領州(County Palatine of Chester)が除外された。また、1603年にエリザベス1世が死去してステュアート朝のジェイムズ1世が即位すると、一般にウェールズ辺境評議會はその



写真① 現在は廃墟になっているラドロウ城(2007年8月28日:筆者撮影)

機能を司法にのみ集中させるようになったと言われる。さらに1625年のチャールズ1世の即位以降は、国王大権裁判所としての辺境評議會は議會による批判の対象となり、1641年に長期議會によって廃止されることになる。その後、1660年の王政復古の際に辺境評議會は復活するが、名誉革命で最終的にその歴史を閉じた⁽²³⁾。ちなみに、チャールズ1世治下の1634年には、時の辺境評議会議長ブリッジウォータ伯(John Egerton, 1st earl of Bridgewater, 1579-1649)のラドロウ城への着任を祝って、ジョン・ミルトンがラドロウ城で仮面劇『コウマス』を初演したため、ラドロウ城はミルトン研究者の間では有名であることを付言しておきたい(写真①を参照)⁽²⁴⁾。

3. 迷信の根絶とカトリック教徒の取り締まり

ここまでイングランド宗教改革とウェールズの関係、そしてウェールズ辺境評議會の歴史について述べてきたが、それではウェールズ辺境評議會はイングランド王権がウェールズにイングランド国教会の礼拝様式などを導入する上で、どのような役割を果たしたのか。以下では主に、事例や史料にめぐまれたエリザベス1世治下の宗教政策とウェールズ辺境評議會の関係からこの問題を考えてみたい。

まず、ウェールズ辺境評議會は本質的にはウェールズと境界諸州に対する司法権を付与された法廷(court)であったことを確認しておきたい。それゆえ、ウェールズ辺境評議會の管轄領域の住民には、辺境評議會は身近で便利な訴訟の持ち込み先として用いられていたことが指摘されている⁽²⁵⁾。他方、この時期に司法と行政には厳密な区分はなく、例えば、courtの名を持ち、もっぱら解散された修道院の土地財産を扱った国王増収収入裁判所(Court of Augmentations)がそうであったように、ウェールズ辺境評議會は統治機構としても活動していた。まず、この第3節では辺境評議會が宗教改革政策に関わったと考えられるトピックを挙げて検討する。続く第4節では、辺境評議會の活動記録とも言える史料から、なるべく幅広く辺境評議會の宗教改革に関わる側面を総体として明らかにすることを試みたい。

本節でトピックとして挙げたいのは、冒頭でも述べた、ウェールズにおける伝統宗教の存続の事例としても注目されている、自然物への崇敬とそのような崇敬が実践される場としての聖域、および聖域への巡礼である。筆者は最近の論考で、ウェールズ北部フrintシヤの小都市ホーリーウェル(Holy-



写真② 多くの訪問者で賑わう聖ウィニフリッドの泉（2019年6月22日：筆者撮影）



写真③ レクサム司教を中心に教会前から聖ウィニフリッドの泉に向かって出発する祭礼行列。司教の前を歩く聖職者は聖遺物箱（reliquary）をたずさえている（2019年6月23日：筆者撮影）

well)にある、奇跡を起こす聖域として中世以来の巡礼地であった聖ウィニフリッドの泉 (St. Winefride's Well) の宗教改革期以降の重要性を論じた⁽²⁶⁾。中世以来、聖ウィニフリッドの泉は病を癒やし、子宝を授ける奇跡の泉として歴代のイングランド国王をはじめとする数多くの巡礼者を集めてきた。15世紀後半には泉の湧水点を覆う立派なチャペルが王権の後援で建立され、現在でも泉の水をたたえた石造りのプールには多くの巡礼者が訪れる (写真②を参照)。また、毎年、夏至の聖ウィニフリッドの祝祭日にはこの小さな街に大勢の人々が集まり、泉から少し離れた教会から泉までの間の祭礼行列が挙行され、泉の園庭で記念の野外ミサが行われている (写真③を参照)。

聖ウィニフリッドの泉は中世末までは大いに崇敬を集めた聖域・巡礼地であったが、宗教改革が始まると、聖書に根拠を持たない迷信を批判したプロテスタントは巡礼そのものを否定し、聖ウィニフリッドの泉にも圧力を加えた。他方、このような中世以来の自然の聖域は新たにカトリックの拠点となっていく場合があり、カトリック・コミュニティの存続に寄与した。また、16世紀後半にはイエズス会のブリテン島への宣教が始まり、そのような拠点が宣教師の活動を支えることになるのだが、聖ウィニフリッドの泉もその典型であったと言える。宗教改革史家ウォルシャムは、宗教改革を経験してプロテスタントが優勢となった地域において、カトリック、特にイエズス会によって新たに拠点とされていった、聖ウィニフリッドの泉のような伝統的な戸外の聖域を、古くからある伝統宗教という板にトリエント公会議によって新しくされたカトリックの化粧張りを施す板という意味で「トリエントの化粧板 (Tridentine Veneer)」と呼んだ⁽²⁷⁾。

そのような聖ウィニフリッドの泉には、急進的なプロテスタント改革が行われたエドワード6世治世には何らかの統制があったことは分かっているが、明確な取り締まりの命令の記録が残っているのは、エリザベス治世に入ってからである。1579年6月13日付けで、女王エリザベス1世は、教皇教徒 (Papist: ローマ・カトリック信徒への蔑称) の活動を明らかにし、彼らを弾圧する方法を模索するとともに、聖ウィニフリッドの泉への巡礼を特別に監視し、二人の人物を任命して、泉の奇跡によってひきおこされる病の治療効果を調査し、もし治療効果が認められなければ泉は破壊されなければならない、との指示をウェールズ辺境評議会に出しているとの記録がある⁽²⁸⁾。残念ながら、この命令の結果、どのような措置がとられたかは分かっていない。このあとも聖ウィニフリッドの泉とそのチャペルは存続しているので、少なくとも完全に破壊されるといったことはなかったと思われる。しかし、プロテスタント王権が掲げる迷信の根絶が、ウェールズ辺境評議会に対して、その任務として命じられていることは注目に値すると言えるであろう。

もう一つの事例に移ろう。先に述べた通り、伝統的な戸外の聖域は、16世紀後半以降、ウォルシャムの言う「トリエントの化粧板」としてカトリック・コミュニティの拠点となる場合があった。聖ウィニフリッドの泉も宗教改革以降、カトリックの、特にイエズス会の拠点となっていくが、そのようなカトリックの拠点形成の先駆けとなったのが、カトリック宣教師ジョン・ベネット (John Bennett, c. 1550-1625) の活動である。ベネットは聖ウィニフリッドの泉のあるホーリーウェル近郊のジェントリの家系に生まれ、カトリック信仰を持つようになって大陸に渡り、スペイン領ネーデルラントのドウエ神学院 (Douai College) で教育を受けて司祭に叙任された。ブリテン島の対岸にあるドウエ神学院は、ブリテンからの亡命カトリックを中心に、ブリテン島へのカトリック宣教師養成を担った神学院である⁽²⁹⁾。その後ベネットは1580年にブリテン島に派遣され、ウェールズ全域で活動したが、特に生まれ故郷の北ウェールズでの活動に集中した。聖ウィニフリッドの泉を中心にカトリックの拠点を築くことに尽力したと考えられる⁽³⁰⁾。しかし、ベネットは地元のジェントリに逮捕され、セント・アサフ主教ウィリアム・ヒューズ (William Hughes, c. 1535-1600) に引き渡されることになる。逮捕されたベネットは1582年から1584年にかけてホーリーウェルを含む各地で尋問をうけたが、最終的にはラドロウのウェールズ辺境評議会に送られ、さらなる尋問と拷問を受けた。なお、ベネットはその後ロンドンに

送られるが 1585 年にはブリテン島を脱出し、その翌年にはランスでイエズス会に入会して、1590 年に再びブリテン島に渡り、その後もホーリーウェルで活動を続けたと考えられる。

以上のようなベネットの活動と逮捕・尋問の事例は、ブリテン島に潜入したカトリック宣教師の取り調べや拷問が、ウェールズ辺境評議会の任務の一つとして行われていたと考えられることを我々に教えてくれる。ベネットの場合、引き渡されたセント・アサフ主教はウェールズ辺境評議会の職権上のメンバーでもあったので⁽³¹⁾、その尋問と拷問が辺境評議会に委ねられた可能性もあるし、ウェールズ辺境評議会がベネット以外のカトリック宣教師の取り調べを行っていたことはすでに指摘されている⁽³²⁾。そのようなカトリックの取り締まりが辺境評議会の日常業務と考えられていたかどうかといったことを含めて、ウェールズ辺境評議会の宗教改革・プロテスタント化に関わる活動を次節でより詳しく考察してみたい。

4. ウェールズ辺境評議会の宗教的な活動

ウェールズ辺境評議会の活動についての以上のようないくつかの事例を踏まえた上で、本節では辺境評議会の日々の活動のある程度まとまって記録した史料から、宗教改革と辺境評議会の関係を考えてみたい。検討対象となる史料は辺境評議会の登録簿（レジスタ）と呼ばれるもので、1569 年から 1591 年までの出来事を記録した 264 葉のマニュスクリプトを、摘録（カレンダ）として編纂し、1916 年に出版された史料集を用い、そこから宗教改革に関わる記述を拾い出してみた⁽³³⁾。史料についてももう少し詳しく述べておくと、この登録簿は辺境評議会の書記が記録したもので、大部分はこの時期に書記をつとめていたトマス・シェーラー（Thomas Sherer）の手になるものと考えられている⁽³⁴⁾。さらに、文書の構成について説明しておきたい。メインとなるのはウェールズ辺境評議会の会合の記録で、日付と会合場所、会合の内容などが記述されている。それ以外には、女王や枢密院などからの命令や書簡、辺境

評議会に送られた請願などの写し、各種役職の任命、あるいは辺境評議会を通じて編成された委員会（commission）の記録などが記載されている。珍しいところでは、ロンドン市長から、石けんを製造するための獣脂の煮出しを中止することを要請する書簡が含まれていた⁽³⁵⁾。また、この登録簿にはエールハウスへの規制に関わる記述が頻出しており、ウェールズ辺境評議会が管轄地域の日常生活への統制にも深く関与していたことが伺われるであろう⁽³⁶⁾。

ここで注意しなければならないのは、文書行政が確立していない当時、辺境評議会のたずさわった業務の全てがこの登録簿に記録されているわけではないことである。また、行政における公的領域と私的領域も未分化であるので、どこまでが辺境評議会の公的な業務として記録されているかも不明確である。事実、この登録簿が扱う主な時期は 1569 年から 1591 年までであるが、実際の会合の日数は極めて偏っており、特に 1580 年代に入ると全く会合が記録されていない年もあり、会合がある年もせいぜい 1 日か 2 日となっている（表②「登録簿におけるウェールズ辺境評議会の年ごとの会合日数」を参照）。しかし、このような登録簿の記載を根拠にウェールズ辺境評議会の活動が

表② 登録簿におけるウェールズ
辺境評議会の年ごとの会合日数

1569 年	3 日	1581 年	2 日
1570 年	12 日	1582 年	1 日
1571 年	3 日	1583 年	なし
1572 年	6 日	1584 年	2 日
1573 年	7 日	1585 年	1 日
1574 年	12 日	1586 年	1 日
1575 年	7 日	1587 年	2 日
1576 年	3 日	1588 年	1 日
1577 年	5 日	1589 年	なし
1578 年	3 日	1590 年	なし
1579 年	なし	1591 年	1 日
1580 年	4 日		

Ralph Flenley, ed., *A Calender of the Register of the Queen's Majesty's Council in the Dominion and Principality of Wales and the Marches of the Same* [1535] 1569–1591, London, 1916 を元に作成。

1580年代に不活発になったと見るべきかどうかは難しいところである。むしろ、当該時期に記録のあり方が変化した可能性があることを指摘しておくに留めておきたい。また、この登録簿がウェールズ辺境評議会の活動を網羅的に記録したものでないことを示唆する事実としては、第3節で扱った、ウェールズ辺境評議会に対して女王エリザベス1世から聖ウィニフリッドの泉への統制・破壊命令が出たことも、辺境評議会がカトリック宣教師ジョン・ベネットを審問・拷問したことも、ともにこの登録簿が扱う時期の範囲であるにもかかわらず、登録簿の記述の中からは確認出来なかったことを挙げておきたい。

なお、一般にウェールズ辺境評議会はラドロウを拠点とするとされるが、この史料からは、ラドロウで行われた会合が全体の会合の回数(76回)の過半数を占めて一番多いものの、ウェールズに近いイングランドの境界諸州の主要都市を中心に、一部北ウェールズを含むかなりの広範囲で会合が行われていることが分かる⁽³⁷⁾。すなわち、ラドロウが43回、ラドロウが属するシュロップシャの州都シュルズベリが10回、ウスタシャのビュードリ(Bewdley)が8回、シュロップシャ東部に位置するブリッジノース(Bridgnorth)が6回、ヘリフォードシャの州都ヘリフォードとウスタシャの州都ウスタがそれぞれ3回、ウェールズ・モンゴメリシャのスランイドロイス(Llanidloes)が2回、ウェールズ・デンビシャのホルト(Holt)が1回となっている⁽³⁸⁾。

この史料の分析の結果を先に結論的に言うと、ある程度まとまって宗教改革政策に関連した記録がある部分のごくわずかで、全体で3カ所に留まる。まず、1569年11月15日にビュードリで行われた会合では、ペンブルックシャで礼拝統一法の遵守、共通祈禱書の使用、法に定められた sacrament の執行などがなされていないとの情報があり、扇動のもととなる分派(sects)の探索の必要もあることから、州長官と治安判事に向けて礼拝統一法遵守についての書簡を送り、署名を求めることが記録されている。また、同様の書簡が他のウェールズの各州にも全て送られることも述べられており、辺境評議会の責務として、礼拝統一法の遵守、共通祈禱書の使用、教区教会・チャペルの維持、sacrament の執行などを促すことが確認されている⁽³⁹⁾。

次に記録があるのは、1573年10月28日付けの、シュロップシャにおける宗教の統一のための巡回裁判(Oyer et Terminer)を行う委員会の任命と実施についての記載である。委員会には、時のウェールズ辺境評議会議長ヘンリ・シドニ(Sir Henry Sidney, 1529-1586)、ヘレフォード主教ジョン・スコリー(John Scory, d. 1585)、コヴェントリ・アンド・リッチフィールド主教トマス・ベンサム(Thomas Bentham, 1513/4-1579)といった辺境評議会の主だったメンバーが入っており、反乱や騒擾、殺人、強盗などの犯罪をも対象とするが、何よりも礼拝統一法への違反を特別に取り締まる委員会であることが明記されている⁽⁴⁰⁾。またこの委員会については、シュルズベリで書かれた年代記でも、「この年の10月末にウェールズ辺境評議会議長とコヴェントリ・アンド・リッチフィールド主教が、女王陛下の宗教指令(injunction)にしたがって諸教会を監視・統率し、改革を行うための特別委員会として」実際にシュルズベリを訪れていることが記録されており、委員会によるシュルズベリへの訪問と任務の遂行が確実になされていることが裏付けられている⁽⁴¹⁾。

いま一つの記載は、1574年7月21日付けで命令されているブリストルおよびグロスタ両主教区に対する宗教問題のための特別委員会の任命である。ここでも上述の委員会と同じように礼拝統一法の遵守がその中心的な課題であるが、礼拝統一法への違反者、異端的な見解を持つ者の取り締まり、扇動的な言動や書物の調査、国教忌避者の探索が命じられており、それらを聴取して罰金や投獄を決定する権限が委員会に与えられている。また、治安判事、州長官、市長、ベイリフ、その他の役職者はこの委員会の活動に協力すべきことも命じられている。委員会のメンバーには、辺境評議会議長ヘンリ・シドニ、ブリストル、グロスタの両主教を含む多くの人々の名前が挙がっているが、さらに、そのリストの冒頭には中央政界でも大きな力を持つウォリック伯アンブローズ・ダドリ(Ambrose Dudley, earl of Warwick, c. 1530-1590)、レスタ伯ロバート・ダドリ(Robert Dudley, earl of Leicester, 1532/3-1558)の兄

弟の名前が挙げられていることが目を引く⁽⁴²⁾。レスタ伯は宮廷の一大派閥を率いるエリザベス1世の寵臣中の寵臣であることは周知の通りであり、彼らの妹メアリ（Mary Sidney, 1530×35-1586）は、時の辺境評議会議長シドニの妻でもあった。ウォリック伯やレスタ伯が実際に委員会の一員として任務遂行に従事して現地を訪問したかどうかは疑わしいが、ウェールズ辺境評議会に対しては宮廷におけるレスタ派の影響力が強かったことがすでに指摘されている⁽⁴³⁾。

なお、都市ブリストルは1562年に辺境評議会の司法管轄から外れているが、この記述からはブリストル主教区に対してウェールズ辺境評議会は何らかの影響力を保持し続けていたと考えられるであろう。また、この登録簿には記載がみられないが、1579年には、この記録でブリストル・グロスタ両主教区に対して行われているのとはほぼ同様の特別委員会がウェールズのその他の州に対しても編成されていることが分かっている⁽⁴⁴⁾。

以上見て来たように、このようなウェールズ辺境評議会の活動のある程度まとまって記録している史料からも、辺境評議会がプロテスタント宗教改革を推し進める政策に確実に関与していたことが了解されるであろう。また、1569年の記録では、礼拝統一法の遵守を貫徹させることが辺境評議会の任務として確認されていることは重要である。ただし、このような約20年のスパンをもった史料において、宗教改革政策に関わる記載がわずか3件であることの意味を判断することは簡単ではない。もちろん、この登録簿における宗教改革政策に関わる記載がわずか3件であったことをもって、ウェールズ辺境評議会の最大の役割は司法の面にあって、王権による宗教政策の貫徹やカトリックの取り締まりはあくまで二次的なものだったと推測することも出来るが、事はそう単純ではなからう。

登録簿の分析から考えられるウェールズ辺境評議会の宗教改革政策への関わりを別の角度から検討するために、中央の史料に現れるウェールズ辺境評議会と、その中で宗教問題に関わる記載を拾い上げて、登録簿の記載と比較してみたい。ここで取り上げたのは登録簿の主な対象である1570年代から1580年代初頭の、厳密には1571年から1582年までの枢密院（Privy Council）の記録に見られるウェールズ辺境評議会に関わる記載の中で、宗教問題に関連する項目である⁽⁴⁵⁾。まず、枢密院の記録の中に見られるウェールズ辺境評議会への命令や書簡は、取り上げた期間を通じて、定期的にまたある程度頻繁に見ることが出来、ウェールズ辺境評議会の管轄領域における犯罪や騒擾などに関わる記載を中心に、例えばアイルランドに派兵する兵士の徴募を辺境評議会に命じている事例なども見られる⁽⁴⁶⁾。他方、その中で宗教問題に関わる記載は1570年代末にいたるまでは皆無であり、1570年代末からわずかにレキュザントの情報や取り締まりに関わる記載が見られるようになる⁽⁴⁷⁾。例えば、1578年1月25日にウェストミンスターで開催された枢密院の記録では、デンビシャにあるジョン・エドワーズ（John Edwards of Chirk, d.1585）の屋敷で起こった教皇教（Papistry）に関わる混乱（disorder）の調査についての書簡が、ウェールズ辺境評議会副議長であるウスタ主教ジョン・ホイットギフト（John Whitgift, 1530/31?-1604）宛てに出されている⁽⁴⁸⁾。エドワーズ家は北ウェールズのデンビシャを拠点とする有力ジェントリで、ジョンは晩年の1584年にカトリック信仰を放棄しているが、それまでは地域でも有名なカトリック教徒であり、1574年にはカトリックのスコットランド女王メアリ・ステュアートとの関係を疑われ、また、この枢密院の記録がある1578年の翌年には、屋敷でカトリックのミサを執り行った廉で投獄されている⁽⁴⁹⁾。それゆえ、枢密院の記録で言及された「教皇教に関わる混乱」とは、エドワーズ家の屋敷でカトリックのミサが執り行われたこの一件が発覚した出来事であったとも考えられる。

このような枢密院記録にもとづいたウェールズ辺境評議会の活動の分析結果は、先の登録簿からの分析結果とほぼ重なり合う。すなわち、ウェールズ辺境評議会は中央の政策遂行機関である枢密院から頻繁に指示を受けて活発に活動し、管轄領域の統治を担ったが、宗教問題、特にレキュザントの取り締まりには確実に関わったと言えるものの、必ずしも宗教政策全般に積極的に関わったと言い得るだけの記

録は見出すことが出来なかった。また、レキュザントの取り締まりは、宗教改革期においては一般的な犯罪者の取り締まりと同義であるので、「法廷」としてのウェールズ辺境評議会の活動としては通常の業務であったとも言えるであろう。

さらに注目しておきたいのは、第1節で述べたようにエリザベス治世下におけるウェールズへの宗教改革政策として最大のものとも考えられる、ウェールズ語訳聖書やウェールズ語訳祈禱書の出版と普及についてである。ウェールズの各教区ではエリザベス治世下にある程度ウェールズ語訳聖書・祈禱書が整えられていったことが確認されており、フリントシャのスランアサフ (Llanasaph) 教区では、教区聖職者によって 1575 年から 89 年の間にウェールズ語の新約聖書が購入されている。また、比較的英語話者が多く、「バイリンガル教区」とされるスウォンジーのセント・メアリ教区でも、1569 年にウェールズ語訳祈禱書を購入しているし、1588 年にウェールズ語の新旧両約聖書が完成すると、1589 年にはこれを購入している⁽⁵⁰⁾。他方、ウェールズ辺境評議会の登録簿にも枢密院記録に登場する辺境評議会関連の記録にも、ウェールズ語訳聖書や祈禱書については一切の言及がない。登録簿で唯一聖書に言及している箇所としては、1574 年 1 月 24 日のラドロウにおける会合で、ヒュー・シャドウェル (Hugh Shadwell) なる人物を *Marshal of the Court* という役職に任命する際の記録が挙げられる⁽⁵¹⁾。その部分の記録には、*Marshal of the Court* なる役職の任務が箇条書きで列記されているが、その第 5 項目では、法廷で宣誓を行う者のために大型の新約聖書を準備することが規定されている⁽⁵²⁾。しかし、第一次合同法の言語条項による司法の場でのウェールズ語排除の原則からは、その新約聖書が 1567 年に完成したウェールズ語訳聖書であった可能性はほとんどない。

このように見てくると、ウェールズ辺境評議会はエリザベス王権による宗教政策のウェールズでの貫徹、すなわち礼拝統一法の遵守、非国教徒の取り締まりなどに関与していたことは間違いないが、それが他の統治機関と比較してどの程度だったかは、上記の考察からは少なくとも特に高かったとは言えない。また、ウェールズ語訳聖書や祈禱書については、辺境評議会が直接翻訳事業に関わったり、出版や普及の促進を担っていたとは考えにくい。

おわりに

本稿は、1530 年代にイングランド王国の一部となったウェールズに対する王権の出先機関であるウェールズ辺境評議会の成り立ちを概観し、それがプロテスタント宗教改革のウェールズでの展開とどのような関係にあったかを考察してきた。聖ウィニフリッドの泉をめぐる 2 つの事例と辺境評議会の登録簿の考察からは、ウェールズ辺境評議会がイングランド王権による礼拝統一法の貫徹、共通祈禱書の使用の推進、非国教徒の取り締まりといった政策に関与していたことは明らかである。しかし他方、その関与の程度がその他の地方統治機関などと比べて際立って高いということは必ずしも言えなかった。そのような結果は、ウェールズのプロテスタント化の進度がアイルランドと比較して順調だったという事実（それ自体が改めて疑われなければならないが）を、ウェールズ辺境評議会の存在を根拠として説明することは必ずしも出来ないことを示している。

ウェールズのプロテスタント化の推進要因としての辺境評議会についての議論をより精緻に進めるためには、今後、辺境評議会の役割を、アイルランドのダブリン総督府などや、イングランドの中でも保守的でカトリックの牙城とされる北部における北部評議会の、宗教改革政策との関わりと比較しつつ論じる必要があるだろう。また、辺境評議会のメンバーには、明らかに親カトリック的な地元ジェントリも名を連ねており、彼らの存在が逆にカトリック取り締まりの「穴」となっていた可能性もある⁽⁵³⁾。ウェールズ辺境評議会のメンバーの宗教的傾向を改めて網羅的に検討することも、今後の重要な課題となると考えられる。

また、ウェールズにおけるウェールズ語訳聖書や祈禱書の普及については、辺境評議会の登録簿に一切言及がないことから、辺境評議会の関与は薄かったか、全くなかったと言えるかもしれないことを指摘した。そもそもイングランドにおいても英訳聖書や祈禱書の普及については、それらの購入が教区教会に命じられただけで、英訳聖書や祈禱書の普及は教区教会の主体的な購入にかかっていた⁽⁵⁴⁾。そのため、ウェールズ語訳聖書や祈禱書の出版と普及についてのウェールズ辺境評議会の活動が記録されていないことは当たり前かも知れない。しかし、この点については、別の観点からもアプローチする必要があると思われる。一つの仮説としては、次のことが挙げられる。表①を見ると分かる通り、16世紀半ばまでは聖職者で占められていたウェールズ辺境評議会議長の職は、16世紀後半に入ると俗人がこれを担うようになる。しかし、辺境評議会にはウェールズの主教やウェールズに近い地域のイングランドの主教が職権上（ex officio）のメンバーとして入っており、例えば、先にも言及した辺境評議会副議長のウスタ主教ジョン・ホイットギフトは、エリザベス治下で最も長く議長をつとめ、アイルランド総督でもあったためにラドロウを不在にすることが多かったヘンリ・シドニとは不仲であったことが指摘されている⁽⁵⁵⁾。ちなみにホイットギフトは、1583年にはカンタベリ大主教に転じている。他の事例からも指摘されているように、ウェールズ辺境評議会議長と地元のウェールズ主教団の間に恒常的な対立があったとすれば、むしろ辺境評議会はイングランド国教会によって進められたウェールズ語訳聖書の普及に関わることが出来なかったという可能性も考えられる。以上のようなことがらを今後の研究課題として、本稿を終えることにしたい。

注

- (1) ウェールズ合同法については、以下を参照。大高典子「イングランドとウェールズの〈国家統合〉：「統合法」（1536・43年）の歴史的意義」『史論』（東京女子大学）49号、1996年、74-93頁。
- (2) ウェールズのプロテスタント化をめぐる研究史については、以下を参照。拙稿「イングランド宗教改革とウェールズ」『人文学研究所報』（神奈川大学）52号、2014年、77-94頁。ウェールズにおける宗教改革の展開についての従来の見方を代表するのは、以下。G. Williams, *Wales and the Reformation*, Cardiff, 1997. 伝統学説に対する批判については、さしあたって以下を参照。Katharine Olson, "Slow and Cold in the True Service of God": Popular beliefs and practices, conformity and Reformation in Wales, c. 1530-c. 1600', in Tadhg Ó hAnnracháin, Robert Armstrong, eds., *Christianities in the Early Modern Celtic World*, Basingstoke, 2014.
- (3) 本稿でウェールズ辺境評議会と訳しているこの組織の原語表記は史料によってもかなりの異同がある。この点については、註13に挙げたSkeelの著作の巻末、'Appendix I: The Title of the Council' (pp. 285-286) を参照のこと。
- (4) ヘンリ8世の側近トマス・クロムウェルのもとで、1530年代に進行した国王家政の大幅な部局化と地方統治の中央集権化をG. R. エルトンはテューダー行政革命と呼び、イギリスの近代化の始点とした。ウェールズ辺境評議会の強化・確立は厳密にはクロムウェルが仕えた大法官トマス・ウルジのもとで始まったが、このテューダー行政革命の一環と捉えられることが多い。G. R. Elton, *Tudor Revolution in Government, Administrative changes in the reign of Henry VIII*, Cambridge, 1953. テューダー行政革命については、以下も参照。井内太郎「エルトンとテューダー朝史研究」『広島大学大学院文学研究科論集』61巻、2001年、73-90頁。
- (5) テューダー家の始まりについては、以下を参照。Terry Breverton, *Owen Tudor, Founding father of the Tudor Dynasty*, Stroud, Gloucestershire, 2017.
- (6) アイルランド王国昇格法については、以下を参照。山本正『「王国」と「植民地」：近世イギリス帝国のなかのアイルランド』思文閣出版、2002年。特に第1部。
- (7) Alec Ryrie, *The Age of Reformation, The Tudor and Stewart Realms 1485-1603*, Harlow, 2009, pp. 290-292.
- (8) 第一次合同法、第20条。27 Henry VIII, c. 26, 'Act for Laws and Justice to be ministered in Wales in like form as it is in this Realm', in Ivor Bowen, ed., *The Statutes of Wales*, London, 1908, p. 87.
- (9) 5 Elizabeth, c. 28, 'Act for Translating of the Bible and the Divine Service into the Welsh Tongue', in *The Statutes of Wales*, pp. 149-151.

- (10) モーガンについては以下を参照。J. Gwynfor Jones, 'Bishop William Morgan - defender of church and faith', *Journal of Welsh Ecclesiastical History*, 5, 1988, pp. 1-30; Do., 'William Morgan, translator of the Bible and bishop of Llandaff', *Gwent Local History*, 66, 1989, pp. 37-48; N. N. W. Powell, 'Dr. William Morgan and his parishioners at Llanshaedr yrn Mochnant', *Transactions of the Caernarvonshire Historical Society*, 49, 1988, pp. 87-115; Glamor Williams, *The Welsh and Their Religion: Historical Essays*, Cardiff: University of Wales Press, 1991 (ch. VI, 'Bishop William Morgan and the First Welsh Bible').
- (11) 例えば, 註2で伝統学説への批判者として挙げたオルソンの以下の概説書への寄稿を参照。Katharine Olson, 'Was the Reformation welcomed in Wales?', in H. V. Bowen, ed., *A New History of Wales: Myths and realities in Welsh history*, Llandysul, Ceredigion, 2011.
- (12) 西部評議会は1539年に創設されたが, 翌年には自然消滅したと考えられている。北部評議会については以下を参照。R. R. Reid, *The King's Council in the North*, London, 1921.
- (13) Caroline Skeel, *The Council in the Marches of Wales: A study in local government during the sixteenth and seventeenth centuries*, London, 1904.
- (14) Penry Williams, *The Council in the Marches of Wales under Elizabeth I*, Cardiff: University of Wales Press, 1958.
- (15) Peter Roberts, 'The English Crown, Principality of Wales and the Council in the Marches, 1534-1641' in B. Bradshaw, J. Morrill, eds., *The British Problem, c. 1534-1707: State formation in the Atlantic Archipelago*, London, 1996.
- (16) 例えば, 以下。近藤和彦編『イギリス史研究入門』山川出版社, 2010年, 91頁。
- (17) P. Williams, *op. cit.*, p. 16. 大高, 前掲論文, 79頁。
- (18) ウェールズはテューダー朝下には12の州から合計24名の州選出議員とバラ選出議員を輩出したが, 必ずしも各州に州選出議員とバラ選出議員が1名いたわけではなく, ペンブルックシャにはハヴァフオードウェスト (Haverfordwest) とペンブルック・バラズ (Pembroke Boroughs) の2つのバラ選挙区があった一方で, メリオネスは州選挙区のみでバラ選挙区を有していなかった。The History of Parliament online (<https://www.historyofparliamentonline.org>).
- (19) 例えば, 以下を参照。大高, 前掲論文, 85頁。松山明子『国のことばを残せるのか ウェールズ語の復興』神奈川新聞社, 2015年, 16頁。ジャネット・デイヴィス (小池剛史訳)『ウェールズ語の歴史』春風社, 2018年, 63頁。
- (20) 34-35 Henry VIII, c. 26, 'Act for certain ordinances in the King's Majesty's Dominion and Principality of Wales'. *The Statutes of Wales*, pp. 101-133.
- (21) ウェールズ辺境評議会の成立と発展については, 主に以下に依った。P. Williams, *op. cit.*, pp. 3-43; Roberts, *op. cit.*
- (22) ウェールズ辺境評議会と都市ラドロウの関係については, 以下を参照。拙著『イングランド宗教改革の社会史 ミッド・テューダー期の教区教会』立教大学出版会, 2009年, 35-37頁。
- (23) なお, 王政復古期のウェールズ辺境評議会がいかなる活動をしたかについては, 管見の限りまとまった先行研究はない。今後の課題としておきたい。
- (24) ブリッジウォータ伯は1631年6月26日にウェールズ辺境評議会議長に任命されるとともに, 同年7月8日には先述の習慣にしたがって, シュロップシャ, ヘリフォードシャ, ウスタシャ, モンマスシャ, および南北ウェールズの統監に任命された。ただし, 親類の訴訟に巻き込まれて, ラドロウへの着任は1633年に持ち越された。Louis A. Knafla, 'Egerton, John, first earl of Bridgewater', *Oxford Dictionary of National Biography online (ODNB online)*. なお, ブリッジウォータ伯の役職を習慣的に「ウェールズ総督」と日本語で表記する傾向があるが, ウェールズがすでにイングランド王国の一部であることを考えると, この表記には問題があるだろう。
- (25) P. R. Roberts, 'Marches of Wales, Council in the.', in R. H. Fritze, ed., *Historical Dictionary of Tudor England, 1485-1603*, Westport, CT, 1991, pp. 317-318.
- (26) 拙稿『ウェールズにおける聖なる泉への巡礼——中世から近世の聖ウィニフリッドの泉』上原雅文編『自然・人間・神々——時代と地域の交差する場』御茶の水書房, 2019年。聖ウィニフリッドの泉について, 日本語では以下も参照。指昭博『イギリス発見の旅——学者と女性と観光客』刀水書房, 2010年, 66-68頁。

- (27) Alexandra Walsham, ch.6, 'Holywell and the Welsh Catholic Revival', in A. Walsham, *Catholic Reformation in Protestant Britain*, Farnham, 2014. なお、ウォルシャムの宗教改革論については以下も参照。見市雅俊「『摂理報道』と『ポスト宗教改革の景観』——アレクサンドラ・ウォルシャムのイングランド宗教改革論——」『中央大学文学部紀要』276号、2019年、101-125頁。
- (28) *Ibid.*, p. 204; R. E. Scully, 'St. Winefride's Well, The significance and survival of a Welsh Catholic shrine from the early middle ages to the present day', in Margaret Cormack, ed., *Saints and their cults in the Atlantic world*, Columbia, SC, 2007, p. 211; P. Williams, *op. cit.*, p. 93; Margaret Post, ed., *Calendar of the Patent Rolls, Preserved in the Public Record Office, Elizabeth I, vol. VIII, 1578-1580*, London, 1986, p. 120.
- (29) 現在のドウエはフランス領。ドウエ神学院については、以下を参照。川村大膳「ドゥーエー神学院の活動と迫害」『人文論究』（関西学院大学）25巻4号、1976年、1-19頁。
- (30) T. W. Pritchard, *St. Winefride, Her Holy Well and the Jesuit Mission c. 650-1930*, Wrexham, 2009, pp. 109-110; Thomas M. McCoog, 'John Bennett', *ODNB online*. なお、ベネットについての同時代の記述としては以下がある。Henry Foley, ed., *Records of the English Province of the Society of Jesus*, Vol. 4, London, 1878, pp. 497-516.
- (31) Nia M. W. Powell, 'William Hughes', *ODNB online*; P. Williams, *op. cit.*, pp. 138, 342.
- (32) 以下に、ウェールズ辺境評議会によるベネットの審問を含むカトリックの審問と処刑への言及がある。*Ibid.*, pp. 94-96.
- (33) Ralph Flenley, ed., *A Calender of the Register of the Queen's Majesty's Council in the Dominion and Principality of Wales and the Marches of the Same [1535] 1569-1591*, London, 1916.
 なお、ウェールズ辺境評議会のレジスタと呼ばれる史料としては1586年から1630年代までを対象とするもの一種類のものがあ、カレンダとして編纂された刊本があるが、1603年までのエリザベス1世治下の記載は極めて簡素かつ少量でもあり、エリザベス1世治世を対象とする本稿では体系的に利用することが出来なかった。*Historical Manuscripts Commission, Thirteenth report, appendix, part IV, The manuscripts of Rye and Hereford corporations; Capt. Loder-Symonds, Mr. E. R. Wodehouse, M. P., and others*, London, 1892, pp. 247-282, 'A manuscript volume in the possession of John Dovaston, Esq., of West Felton, Co. Salop'.
- (34) Flenley, ed., *op. cit.*, p. 2.
- (35) *Ibid.*, pp. 147-148.
- (36) 例えば、1573年3月25日のラドロウの会合におけるエールハウスの取り締まりに関わる討議を参照。*Ibid.*, pp. 102-103.
- (37) ウェールズ辺境評議会の開催場所については、以下も参照。Skeel, *op. cit.*, pp. 180-216.
- (38) なお、レジスタの扱う主な時期より前の会合が散発的に2つ記載されており、それぞれ1535年のグロスタシャの州都グロスタと1565年のラドロウであるが、ここでの開催数には含めていない。
- (39) Flenley, ed., *op. cit.*, pp. 58-59.
- (40) *Ibid.*, pp. 104-105.
- (41) W. A. Leighton, ed., *Early Chronicles of Shrewsbury, 1372-1603*, 1880, p. 35.
- (42) Flenley, ed., *op. cit.*, pp. 120-121.
- (43) Roberts, *op. cit.*, p. 135.
- (44) Flenley, ed., *op. cit.*, p. 120, n. 2; P. Williams, *op. cit.*, pp. 88-89; G. W. Prothelo, ed., *Select Statutes and other Constitutional Documents Illustrative of the Reigns of Elizabeth and James I*, Oxford, 1894, pp. 241-242.
- (45) チェックした枢密院の記録は、刊本となった以下の巻である。J. R. Dasent, ed., *Acts of Privy Council of England, New Series*, London, vol. VII (1571-1575), 1894; vol. IX (1575-1577), 1894; vol. X (1577-1578), 1895; vol. XI (1578-1580), 1895; vol. XII (1580-1581), 1896; vol. XIII (1581-1582), 1896. なお、この後の数年分の記録が失われているため、次の14巻は1586年以降を取り扱う。
- (46) *Ibid.*, vol. XI (1578-1580), p. 262.
- (47) 調査対象期間の枢密院記録中、ウェールズ辺境評議会に関わる記載でレキュザントや宗教的な犯罪に言及している記事は、この後挙げるデンビシャのジョン・エドワーズの事例を除くと、以下の6件である。会合の日付だけを挙げる。1578年9月21日 (vol. X, pp. 331-332), 1549年4月9日 (vol. XI, p. 97), 1579年7月14日 (vol. XI, p. 190), 1579年10月30日 (vol. XI, pp. 293-294), 1581年9月5日 (vol. XIII, pp. 192-193), 1582年5月27日 (vol. XIII, pp. 427-428)。

- (48) *Ibid.*, vol. XI (1578-1580), p. 29.
- (49) エドワーズ家およびジョン・エドワーズについては、以下を参照にした。A. H. Dodd, 'Edwards or Edwardes family, of Chirkland, Denbighshire, Pembrokeshire, and Kensington', in *Dictionary of Welsh Biography online* (<https://biography.wales>).
- (50) Margaret Walker, 'Welsh books in St. Mary's, Swansea, 1559-1626', *Bulletin of the Board of Celtic Studies*, 23.4, 1970, pp. 397-402. ただし、16世紀中に刊行されたウェールズ語聖書はあまりに高価であったために普及に難があったし、ウェールズ語訳聖書があっても、ウェールズではそれにもとづいて説教出来る聖職者は限られていたという指摘には留意しなければならない。Olson, 'Was the Reformation welcomed in Wales?', pp. 67-68.
- (51) なお、シャドウエルはウェールズ辺境評議会のメンバーになってはおらず、それゆえ、この *Marshal of the court* という役職は、その名称の印象とは違って下級の官吏であったと考えられる。辺境評議会のメンバーについては、P. ウィリアムズの著作の巻末のリストを参照せよ。P. Williams, *op. cit.*, pp. 342-361.
- (52) Flenley, ed., *op. cit.*, p. 109-112.
- (53) 例えば、修道院解散後に聖ウィニフリッドの泉を管轄したと考えられる北ウェールズのジェントリ、モスティン家のサー・トマス・モスティン (Sir Thomas Mostyn, c. 1542-1618) は、ウェールズ辺境評議会のメンバーであり、フリントシャ選出 (1577 年) の庶民院議員にもなったが、本人は必ずしもカトリックではなかったものの、カトリックに対して明らかに寛容であったことが指摘されている。サー・トマスやその他のモスティン家の人々については、以下を参照。拙稿「聖ウィニフリッドの泉とモスティン家——近世ウェールズのジェントリについての覚え書き」『人文研究』(神奈川大学人文学会) 200 号, 2020 年, 139-168 頁。
- (54) 一般的には、教区は教区聖職者と教区民の折半で礼拝や儀式に必要な書物を購入した。以下を参照。拙著『イングランド宗教改革の社会史』96 頁。
- (55) P. Williams, *op. cit.*, pp. 96-97.

【付記】 本稿は、2019 年 6 月 16 日に高知大学で開催された中四国歴史学地理学協会大会西洋史学部会での報告原稿を元に行っている。報告の場を与えて下さった同学会関係者に感謝したい。

The English Reformation and the Council in the Marches of Wales

Shintaro YAMAMOTO

Abstract

In the 1530s, the Church of England was separated from Roman Catholic Christendom by religious legislation in the Reformation Parliament realising King Henry VIII's divorce, while Wales was united to the Kingdom of England by the so-called Acts of Union. Then the newly established Church of England introduced its new church policy into the new dominion of this kingdom, i.e. Wales. In previous researches, it has generally been believed that Welsh society steadily accepted Protestantism which was introduced by the Church of England. But now, it is questioned that what was the stead Protestantisation of Wales, and why it happened.

To investigate the subject above, this article takes up the Council in the Marches of Wales, which was the delegate of the English crown in Wales. The predecessor governing body of the council of Wales was created in the late 15th century, but it was established and reinforced in the Reformation era. How the council of Wales functioned as a driving force of introducing Protestantism into Welsh society or not will be considered in this paper. In addition, each religious activity of the council of Wales for its territory will be analysed.